

阿南工業高等専門学校専攻科修了判定会議規則

(平成16年4月1日)

(規則第21号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校専攻科修了判定会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、専攻科学生の修了判定に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長

(2) 専任教員

(会議)

第4条 会議に議長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 会議は、議長が招集する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和7年6月11日から施行し、令和7年4月1日より適用する。